

定期報告制度改正説明会

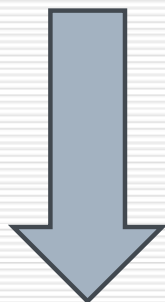
(令和7年1月8日)

大阪市・堺市・岸和田市・和泉市・羽曳野市・大阪府・大阪建築防災センター

Ⅲ 定期報告書の提出について

定期報告書の作成から提出までの流れ

所有者・管理者



資格者

調査・検査を依頼する

資格者に建築物の現状調査・検査をさせる。

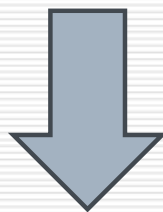
資格者とは、
一級建築士 または 二級建築士
または 国土交通大臣認定の資格者

依頼する際には、建築物の情報を伝える。

建築物の図面 建築確認申請図書
補修や改修の記録

定期報告書の作成から提出までの流れ

調査者・検査者



対象建築物

調査・検査を実施

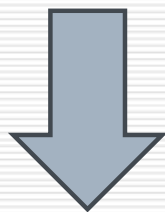
法律で定められた 調査・検査項目、方法に基づき

現地調査と関係書類・図面等の内容確認を行う。

平成20年国土交通省告示第282号(建築物調査)
平成20年国土交通省告示第285号(建築設備検査)
平成28年国土交通省告示第723号(防火設備検査)
平成20年国土交通省告示第283号(昇降機検査)
平成20年国土交通省告示第284号(遊戯施設検査)

定期報告書の作成から提出までの流れ

調査者・検査者



定期報告書

調査・検査結果を報告書にまとめる

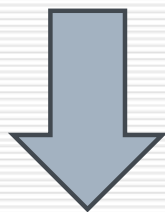
法律で定められた 調査・検査の判定基準に基づき

その結果を定められた報告様式にまとめる。

報告書(第一面)～(第三面)(第四面)
調査結果表、検査結果表
図面、測定表、指摘事項の写真 など

定期報告書の作成から提出までの流れ

調査者・検査者



所有者・管理者

調査・検査結果の報告

完成した報告書に基づき

その結果を所有者・管理者に説明する。

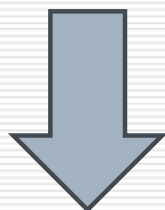
完成した報告書にて

- ①現行法との照合の結果報告
 - ②要是正事項の説明
 - ③改善方法や予定の計画を話し合う
-

定期報告書の作成から提出までの流れ

所有者・管理者

調査者・検査者(代理人)



一般財団法人 大阪建築防災センター(委託窓口)

特定行政庁

※提出をもって手続きは完了しますが、(大阪府内では)特定行政庁が報告書を受け取った旨を結果書等でお伝えし、合わせ改善指導等をおこなっております。

定期報告書の提出

完成した報告書を特定行政庁に提出

調査・検査者が代理人として提出することも可
(どうしても報告書の手直しが必要な場合が多い)

※特定行政庁(大阪府知事や各市長)への提出
(大阪府内は)一般財団法人 大阪建築防災センター
が行政庁に代わり、委託を受け受付の窓口となっている。

定期報告(制度や提出)についての詳しい内容は

一般財団法人 大阪建築防災センター

【ホームページアドレス 定期報告のページ】

<https://www.okbc.or.jp/report/>

【動画サイト】 定期報告 WEB OSAKA

<https://teiho-webosaka.stores.play.jp/>

ご参照ください！

ご覧いただき誠にありがとうございました。
